

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資
に関する約款等の改正のお知らせ

当組合においては、非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款等の改正を令和 7 年 6 月 1 日に予定しています。

改正内容の詳細につきましては、以下の新旧対照表をご参照ください。

1 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第1条および第2条 (省略)	第1条および第2条 (同左)
第2条の2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)	第2条の2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)
お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、 <u>非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）</u> の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。	お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも <u>つみたて投資枠における「農林中金くパートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」</u> の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。
第3条～第9条の2 (省略)	第3条～第9条の2 (同左)
第9条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)	第9条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)
この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第 5 条第 2 項または第 6 条第 2 項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。	この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第 5 条第 2 項または第 6 条第 2 項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。
2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様から当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管 ただし、この場合でも特定累積投資勘定における <u>特定銘柄</u> に関しては、上記によら	2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様から当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管 ただし、この場合でも特定累積投資勘定における <u>「農林中金くパートナーズ>長期</u>

ず、一般口座への移管となります。

- ## ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条の4～第11条 (省略)

第 12 条（非課税口座での取引である旨の申し出）

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第 7 条の 2 第 1 項第 1 号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第 7 条第 1 項第 1 号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第 2 項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

- 2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額（分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。）が 240 万円を超える場合には、当該 240 万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合（特定銘柄を除く。）において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一

厳選投資「おおぶね」に関しては、上記によらず、一般口座への移管となります。

- ## ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条の4～第11条 (同左)

第 12 条（非課税口座での取引である旨の申し出）

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第 7 条の 2 第 1 項第 1 号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第 7 条第 1 項第 1 号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第 2 項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

- 2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額（分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。）が 240 万円を超える場合には、当該 240 万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合（「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」（以下本条において「当該ファンド」といいます。）を除く。）において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が

2 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条 (申込方法)</p> <p>お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。</p> <p>2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。</p> <p>3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。</p> <p>ただし、「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</u>」第2条の2に定める特定銘柄に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において1契約、それ以外の契約において1契約の最大2契約に限るものとします。</p> <p>第4条～第12条 (省略)</p>	<p>第1条～第2条 (同左)</p> <p>第3条 (申込方法)</p> <p>お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。</p> <p>2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。</p> <p>3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。</p> <p>ただし、「<u>農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね</u>」に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において1契約、それ以外の契約において1契約の最大2契約に限るものとします。</p> <p>第4条～第12条 (同左)</p>

3 JAバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
<p>第1条～第13条 (省略)</p> <p>第14条 (投資信託取引における<u>目論見書等の記載事項の提供方法</u>)</p> <p>本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等の記載事項の提供は、電磁的方法により行うものとします。</p> <p>ただし、お客様から紙による交付を希望される旨の意思表示があった場合には、紙で提供します。</p> <p>2 前項の<u>(削除)</u>電磁的方法による<u>提供</u>は、PDF形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法によります。PDF閲覧ソフトおよび第5条で定める環境が必要となります。</p> <p>3 電磁的方法により<u>提供した</u>書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷してください。</p>	<p>第1条～第13条 (同左)</p> <p>第14条 (投資信託取引における<u>書面の電磁的方法による交付の承諾</u>)</p> <p>本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等を交付する方法は、お客様に承諾をいただいたうえで、書面の電磁的方法による交付の方法とさせていただきます。</p> <p>なお、上記方法をお客様が承諾されず、紙による交付となる場合は、投資信託の取引は、本サービスによらず、対面取引により行っていただくこととなります。</p> <p>また、本サービスによる投資信託の取引開始後に、目論見書、契約締結前交付書面等の交付について、電磁的方法から紙による交付に変更される場合は、投資信託の取引は対面取引により行っていただくこととなります。</p> <p>2 前項の<u>書面の電磁的方法による交付の方法</u>は、PDF形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法によります。PDF閲覧ソフトおよび第5条で定める環境が必要となります。</p> <p>3 電磁的方法により<u>交付された</u>書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷してください。</p>

第15条～第29条 (省略)

第15条～第29条 (同左)

以上
豊橋農業協同組合